

令和5年の遺体放置事件についての百条委員会の設置を求める陳情

(議会運営委員会付託)

受 理 番 号 第 4 1 号

受理年月日 令和6年6月10日

付託年月日 令和6年6月19日

陳 情 者 ・ ・ ・ ・ ・
 ・ ・ ・ ・ ・

陳 情 原 文 令和5年の江戸川区役所による遺体放置事件において、事件が発覚した日付は、令和5年3月27日です。このような生活保護上の事件については、発覚後すみやかに東京都に報告するように、東京都から各自治体に勧告（24福祉保生保第634号 平成24年11月9日の通知）されています。しかし、江戸川区が同事件について東京都に最初に報告したのは、令和5年6月29日でした。江戸川区は、その勧告に従っていません。

東京都への最初の報告で提出された「生活保護に関わる事件事故報告(速報版)」と「現業員等による不正事案報告書(速報版)」の内容は、現在の江戸川区役所の事件についての説明や、同日に行われたとされている懲戒処分の内容と大きく異なっています。それらの報告書では、当該受給者の死亡後、上司等に報告相談がなかったことになっています。令和5年2月22日になされたと言われる、当該主事による死亡日を偽った報告の話がありません。

また、令和6年1月29日発表の「江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会（以下『検証・検討委員会』と表記）報告書」には、明らかに不自然な箇所があります。当該受給者の死亡が確認されたのに、「事務所払いに変更」という事務が行われたとされています。また事件発覚後、担当査察指導員は死亡診断書と鍵だけが遺留品だと思って遺留金調査を行わず、住居所有者に室内清掃をさせ、当該受給者の遺留金や通帳を確認しなかったとされています。警察による捜査や区役所による職員面接・調査等が行われていた時期に、現金と通帳は遺されていないと決めつけて、それらを清掃業者の処分に任せたことになります。他にも不自然な箇所はあります。

江戸川区民オンブズマンは、今回の遺体放置事件の公表の遅れについて公開質問をしました。江戸川区役所は、それに対して「公表については、本事案のような職員の不適正な事務に係る事案の場合、職員の懲戒処分の公表基準において公表することを定めていることから、その基準に基づき公表しました。」と回答しています。しかし、同報告書の記述からすると、江戸川区は検証・検討委員会の委員たちにそのように説明をしていません。

(裏面に続く)

この検証・検討委員会は、事件当事者である江戸川区役所が設置し、調査を行った委員会であり、中立性・客観性がない性質のものでした。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 江戸川区議会は百条委員会を設置して、区民の代表者・区政の監視者である区議会としての立場で、遺体放置事件と江戸川区役所のその事件への対応について、調査をしてください。
- 2 百条委員会で、当該受給者の生活保護費の振り込み先の預金口座があった銀行から、事件当時におけるその預金口座の入金記録を取り寄せ、生活保護費の振り込みのあり方について確認してください。
- 3 江戸川区役所は当該受給者の住居の所有者に住宅費を代理納付していましたが、百条委員会で、事件当時の代理納付の状況を確認してください。